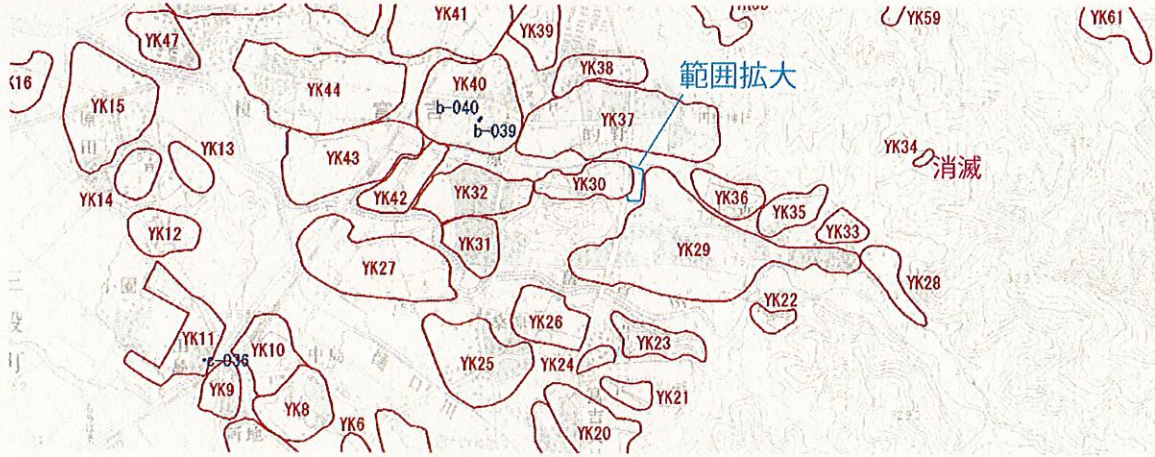


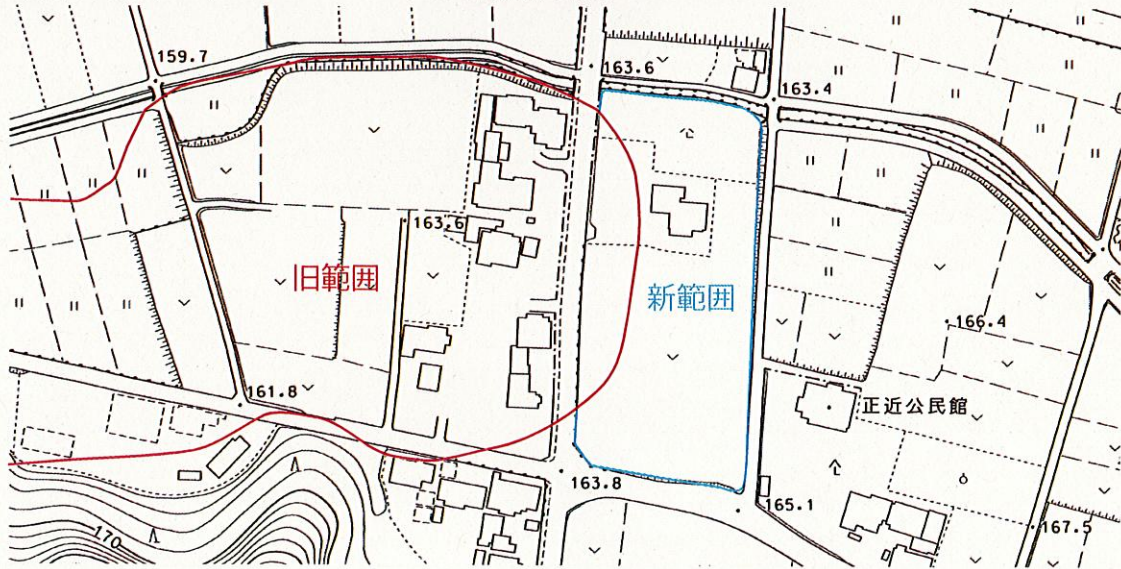
新登録遺跡記入カード		1 新発見	2 周知遺跡変更
ふりがな 遺跡名	しろんそん 城園遺跡	周知遺跡の場合	YK30
		遺跡番号	
所在地	都城市 大字 山之口町富吉849番2、848番、815番2		
立地	沖積地 台地 <u>河岸段丘</u> 河川敷 丘陵 その他( 氾濫平野 )		
種別	<u>散布地</u> 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 古墳 横穴墓 生産遺跡 その他の遺跡( )		
時代	旧石器 <u>縄文</u> <u>弥生</u> 古墳 <u>奈良</u> <u>平安</u> <u>中世</u> <u>近世</u> その他( )		
現況	<u>宅地</u> 水田 <u>畑地</u> 山林 道路 荒蕪地 原野 社寺 その他( )		
遺構	土坑、溝状遺構、ピット		
遺物	縄文土器、土師器、陶磁器		
特記事項			
変更等の具体的理由	令和4年3月3、4日に実施した確認調査において、範囲外の部分において縄文時代晩期から中世の遺構・遺物が確認されたことから、遺跡の範囲を拡大するもの。なお、遺跡の範囲は、今回調査を実施した区域全体で遺跡が確認されたこと、道路を挟んで東側は「箱島遺跡 (YK29)」の範囲であることから、今回の調査実施区域をもって遺跡の拡大範囲とした。		

遺跡の範囲を示す地図(国土地理院25,000分の1地形図) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。

遺跡の範囲を示す地図 (1/2500) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。

記載者氏名	記載年月日
-------	-------